

あおば事務所のお知らせコーナー

No.135 代表社員 阿久津 渉

○労働保険の年度更新手続きについて

～労働保険

再度のご案内になりますが、現在、労働保険の更新手続き期間中です。労働保険の制度上、まずは事務組合（埼玉労働福祉協会）ご利用の事業所様から順次手続きをしております。あおば事務所から年度更新の書類を発送しておりますので、返信が必要な書類については、なるべく早めに返送ください。また、すでに 2 月までの給与の連絡をいただいている事業所様につきましては、3 月分給与もご連絡いただきますようお願い申し上げます。

○健康保険・介護保険料の変更をお願いします

～健康保険・介護保険

3 月号でお知らせしましたように平成 29 年 3 月から健康保険と介護保険の料率が変わっております。社会保険料を変更するのは、翌月支払いの原則がありますので 4 月支払い分の給与からとなります（ただし会社独自に社会保険料控除のタイミングを変更している場合は除きます）。あおば事務所から個人ごとの社会保険料一覧表（黄色の用紙）を発送いたしましたので、新しい保険料への対応をお願いいたします。念のため再度ご案内致します。

- ・健康保険⇒ 4.935% (埼玉) 4.955% (東京) 4.945% (茨城)
- ・介護保険⇒ 0.825% (40 歳以上 65 歳未満の方)
- ・厚生年金⇒ 9.091% ※料率は協会けんぽのもので他県や健保組合は上記と違うことがあります。

○雇用保険料率が引き下げになりました

～雇用保険法

平成 29 年度（平成 29 年 4 月～）の雇用保険料率が決まりました。

- ・一般の事業所⇒ 本人負担 0.3% 会社負担 0.6%
- ・建設の事業所⇒ 本人負担 0.4% 会社負担 0.8%

○短時間労働者も任意で社会保険に加入ができるようになりました

～社会保険

平成 28 年 10 月から社会保険の対象者が拡大されており、常時 501 人以上の会社で働く方（下記①から④の条件をすべて満たす場合は短時間労働者でも社会保険に加入することになっておりますが、平成 29 年 4 月 1 日から従業員数 500 人以下の会社も、労使が合意すれば、短時間労働者でも社会保険（厚生・健康保険）に加入ができるようになりました。

※「労使の合意とは」・・・短時間労働者の方が社会保険に加入することについて、社会保険加入対象者の 2 分の 1 以上の同意を得ることをいいます。

勤務時間・勤務日数が正社員の 3/4 未満の方で、

- ①週の所定労働時間が 20 時間以上
- ②雇用期間が 1 年以上見込まれること
- ③賃金の月額が 8.8 万円以上であること
- ④学生でないこと

501 人以上の会社で働く方は強制加入だったのに対して、500 人以下の会社は「労使で合意」した場合に加入できる。という違いがあります。ただし、この手続きを行った会社は、上記①から④の条件を全て満たす方は、必ず加入する必要がありますのでご注意ください。

この制度についての詳細、疑問・質問がありましたらあおば事務所までご相談ください。

社会保険加入の顧問先様 社会保険の随時改定（いわゆる月変）に関して、基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与（手当等）に変更があった場合には、その都度お知らせいただきますようご協力お願い申し上げます。

65 歳以上の方の雇用保険の手続きについて これまでは 65 歳以上で新規に採用される方については雇用保険に加入することが出来ませんでしたが、平成 29 年 1 月 1 日から加入の対象となりました。現在 65 歳以上の方（週の所定労働時間が 20 時間以上）で雇用保険に加入していない方がいましたら手続きが必要になりますので、あおば事務所までご相談ください。

社会保険労務士法人あおば労務経営事務所

Tel 048-592-0475 Fax 048-592-0590

〒364-0035 埼玉県北本市西高尾 6-6-1

e-mail: akutsu@aobaroumuoffice.com (阿久津直通)

URL <http://aobaroumuoffice.com/>

mado@aobaroumuoffice.com (事務手続き用)